

○環境省令第三十一号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二十二条の規定に基づき、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十五日

環境大臣 望月 義夫

日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「会社は、法第八条」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下この条において「新会社」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下この条において「新法」という。）第十二条」に改め、同条第二項中「会社は、法第八条」を「新会社は、新法第十二条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の事業計画は、新法第七条第一項及び第二項の事業について、その実施の方法及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。

附 則

この省令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。